

行政改革大綱とは

国や地方公共団体の行政機関の組織や機能を改革することであり、主に財政の悪化や社会の変化に対応して、組織の簡素合理化、事務の効率化、職員数や給与の適正化などの形で行われています。

多治見市の行政改革大綱は、多治見市市政基本条例（平成 18 年条例第 41 号）第 24 条に基づいて、市政運営の在り方を見直し、質を向上させるために市長の任期ごとに策定しています。

また、最上位の計画である総合計画を実現するために、総合計画の策定（見直し）の翌年度に行政改革大綱を策定します。

1 計画期間

第 8 次行政改革大綱は、平成 29 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日の 4 年間を計画期間とします。

	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	
市長任期	→				→						
総合計画	策定	第 7 次総合計画（前期）				第 7 次総合計画（後期）					
行政改革大綱		策定	第 8 次行政改革大綱			第 9 次行政改革大綱					

2 行政改革懇談会の役割

市役所だけでなく市民の意見を取り入れた多治見市行政改革大綱を策定目的とし、市民目線でのご意見やご審議をいただくための委員会です。

第 8 次行政改革大綱を策定するにあたり、多治見市が直面する課題の解決方法や職員の生産性を向上させることによる事務の効率化、または市民サービスを向上させる手法について、市民目線や専門的な目線など幅広い視点で審議をします。

懇談会の開催については、年度内に策定する必要があるため、7 月から 12 月までの間、毎月 1 回、計 5～6 回を開催する予定です。

3 行政改革大綱の進捗管理

第 8 次行政改革大綱を確実に推進するため、計画策定(Plan)、実行(Do)、検証(Check)、改善(Action)のサイクル(PDCA サイクル)で進捗を管理していきます。なお、人口減少、少子化、高齢化など多治見市が直面する課題解決に向け政策を実行する第 7 次総合計画の進捗管理と、財政負担などの軽減に向け事業を見直す第 8 次行政改革大綱の進捗管理を同じ外部委員会（事業評価委員会）で行うことで、バランスのとれた計画行政を進めていきます。